

高知県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

第1 趣旨

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」又は「特定環境負荷低減事業活動実施計画」（以下「実施計画」という。）の認定について、法並びに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）及び「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（令和4年9月15日4環バ161号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知。以下、「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施計画の作成

実施計画の認定を受けようとする農業者が作成する実施計画は、別記様式第1号から第3号までによるものとする。

第3 実施計画の提出

実施計画の認定を受けようとする農業者は、実施計画その他必要な書類を添付した別記様式第4号又は第5号を知事に提出するものとする。

ただし、申請者が環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動を併せて実施する場合にあっては、別記様式第6号により、これらをまとめて申請することができる。

第4 実施計画の認定

(1) 知事は、申請された実施計画の認定審査に当たっては、法第19条第5項及び法第21条第5項並びに基本方針およびガイドラインに則して行うものとする。

(2) 申請のあった実施計画を認定した場合にあっては、申請者に対し別記様式第7号又は第8号により、特定環境負荷低減事業活動実施計画については関係市町村長に対し別記様式第9号により、農林水産大臣に対し別記様式第10号（法第21条第3項第2号に掲げる措置（食品等の流通の合理化に限る。）に関する事項又は同条第4項第2号に規定する補助金等交付財産の活用に関する事項が実施計画に記載されているものに限る。）により、それぞれ通知するものとする。

なお、認定しなかった場合にあっては、別記様式第11号により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。

第5 実施計画の変更

- (1) 法第 20 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定に基づき認定を受けた者が当該認定にかかる実施計画を変更しようとするときは、変更申請書（別記様式第 12 号）を知事に提出するものとする。変更申請書には、規則第 9 条又は第 14 条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第 13 号）その他必要な書類を添付するものとする。
- (2) 実施計画の変更の認定審査に当たっては、第 4 の手続を準用する。
- (3) 法第 20 条第 2 項又は第 22 条第 2 項の規定に基づき、認定を受けた農業者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第 14 号により、届け出るものとする。

第 6 認定計画の認定の取消し

- (1) 知事は、認定を受けた実施計画に従って環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、法第 20 条第 3 項又は第 22 条第 3 項の規定により、当該実施計画の認定を取り消すことができる。
- (2) 認定を取り消したときは、農業者に実施計画認定取消通知書（別記様式第 15 号）を交付する。

第 7 実施状況の報告

認定を受けた農業者は、計画期間中の実施状況について、各計画年度の翌年度の 6 月 30 日までに別記様式第 16 号により、知事に報告するものとする。

第 8 書類の提出先

実施計画の認定に係る書類は、農業者の住所（他の都道府県に居住し、高知県内で農地を耕作する農業者にあつては、その農地の住所）を所管する農業振興センター所長あてに提出する。なお、畜種農家にあつては、家畜保健衛生所長あてに提出する。

実施計画等の提出を受けた所長は、別記第 17 号様式により意見を付して知事に進達するものとする。

(附則)

この要領は、令和 5 年 3 月 13 日より施行する。

(附則)

この要領は、令和 6 年 5 月 27 日より施行する。